

法務省民二第2408号

平成17年10月14日

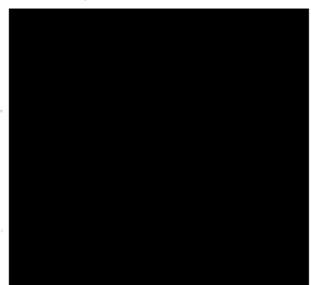
法務局長殿

地方法務局長殿

法務省民事局民事第二課長

租税特別措置法第83条の規定に基づく登録免許税の軽減に係る証明書の様式について（依命通知）

標記の件について、別紙甲号のとおり国土交通省都市・地域整備局長から民事局長あて照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。



国都まち第66号  
平成17年9月29日

法務省 民事局長 殿

国土交通省 都市・地域整備局長

租税特別措置法第83条の規定に基づく登録免許税の軽減に係る証明書  
の様式について（照会）

民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成17年法律第34号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）の施行に伴い、租税特別措置法第83条の認定民間都市再生事業計画及び認定民間都市再生整備事業計画に基づき行う登記の税率の軽減に係る主務大臣の証明書の様式を別添様式のとおりとしたいので、登記手続上差し支えないか照会します。差し支えなければ、その旨貴下法務局及び地方法務局に対し周知方お取り計らい願います。

(別添様式第1)

証明書

文書番号  
平成 年月日

申請人殿

国土交通大臣 ○○ ○○ 印

別紙の土地の所有権の移転の登記は、下記のとおり租税特別措置法第83条  
〔第1項 第2項〕に該当するものであることを証明する。

記

1. 本件登記申請に係る別紙の土地が、租税特別措置法第83条第1項に規定する事業区域内にあること。
2. 当該土地の所有権を取得した者が、租税特別措置法第83条第1項に規定する認定事業者であること。
3. 当該土地を、租税特別措置法第83条第1項に規定する特定民間都市再生事業の用に供すること。
4. 当該土地に係る民間都市再生事業計画について国土交通大臣の認定を受けた日

年 月 日

5. 当該土地の所有権を取得した日
- (本件登記に係る登録免許税について租税特別措置法第83条  
〔第1項 第2項〕に規定する税率  
の軽減措置が適用される登記の期限 年 月 日)

注) 証明に当たっては、不要な部分は抹消すること。

(別紙)

土地の表示

土地の所在	地番	地目	地積	持分
			m <sup>2</sup>	分の

(別添様式第2)

証明書

文書番号  
平成 年月日

申請人殿

国土交通大臣 ○○ ○○ 印

別紙の建築物の所有権の保存の登記は、下記のとおり租税特別措置法第83条第3項に該当するものであることを証明する。

記

1. 本件登記申請に係る別紙の建築物を建築した者が、租税特別措置法第83条第3項に規定する認定事業者であること。
2. 当該建築物が、当該認定事業者により租税特別措置法第83条第3項に規定する特定民間都市再生事業の用に供するために建築されたものであること。
3. 当該認定事業者が当該建築物を建築した日 年月日  
(本件登記に係る登録免許税について租税特別措置法第83条第3項に規定する税率の軽減措置が適用される登記の期限 年月日)

(別紙)

建築物の所在	家屋番号

(別添様式第3)

証明書

文書番号  
平成 年月日

申請人殿

国土交通大臣 ○○○○ 印

別紙の土地の所有権の移転の登記は、下記のとおり租税特別措置法第83条第4項に該当するものであることを証明する。

記

1. 本件登記申請に係る別紙の土地の所有権を取得した者が、租税特別措置法第83条第4項に規定する事業区域内の土地に関する権利を有していた者であること。
2. 1の者が、租税特別措置法第83条第4項に規定する認定事業者又は独立行政法人都市再生機構に当該事業区域内の土地に関する権利を譲渡したこと。
3. 本件登記申請に係る別紙の土地が、租税特別措置法第83条第4項に規定する認定民間都市再生事業計画に従って建築された建築物の敷地の用に供されている土地であること。
4. 当該土地に係る民間都市再生事業計画について国土交通大臣の認定を受けた日

年月日

5. 当該土地の所有権を取得した日  
(本件登記に係る登録免許税について租税特別措置法第83条第4項に規定する税率の軽減措置が適用される登記の期限

年月日)

土地の表示

(別紙)

土地の所在	地番	地目	地積	持分
			m <sup>2</sup>	分の

(別添様式第4)

証明書

文書番号  
平成 年月日

申請人 殿

国土交通大臣 ○○ ○○ 印

別紙の土地の所有権の移転の登記は、下記のとおり租税特別措置法第83条〔第5項 第6項〕に該当するものであることを証明する。

記

1. 本件登記申請に係る別紙の土地が、租税特別措置法第83条第5項に規定する整備事業区域内にあること。
2. 当該土地の所有権の取得をした者が、租税特別措置法第83条第5項に規定する認定整備事業者であること。
3. 当該土地を、租税特別措置法第83条第5項に規定する特定民間都市再生整備事業の用に供すること。
4. 当該特定民間都市再生整備事業が、都市再生特別措置法第47条第2項に規定する交付金を充てて行う同条第1項の都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行されるものであること。

5. 当該土地に係る民間都市再生整備事業計画について国土交通大臣の認定を受けた日

年 月 日

6. 当該土地の所有権を取得した日

年 月 日

(本件登記に係る登録免許税について租税特別措置法第83条〔第5項 第6項〕に規定する税率の軽減措置が適用される登記の期限 年 月 日)

注) 証明に当たっては、不要な部分は抹消すること。

(別紙)

土地の表示

土地の所在	地番	地目	地積 m <sup>2</sup>	持分 分の

① 本件土地を含む都市再生整備計画の区域に係るまちづくり交付金交付決定通知書の文書番号及び通知年月日	
② 本件土地を含む都市再生整備計画の区域に係るまちづくり交付金交付決定額	

注) 交付決定通知書の文書番号及び通知年月日並びに交付決定額は各年度毎に記載すること。

(別添様式第5)

証明書

文書番号  
平成 年月日

申請人 殿

国土交通大臣 ○○ ○○ 印

別紙の建築物の所有権の保存の登記は、下記のとおり租税特別措置法第83条第7項に該当するものであることを証明する。

記

1. 本件登記申請に係る別紙の建築物の建築をした者が、租税特別措置法第83条第7項に規定する認定整備事業者であること。
2. 当該建築物が、当該認定整備事業者により租税特別措置法第83条第7項に規定する特定民間都市再生整備事業の用に供するために建築されたものであること。
3. 当該特定民間都市再生整備事業が、都市再生特別措置法第47条第2項に規定する交付金を充てて行う同条第1項の都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行されるものであること。
4. 当該認定整備事業者が当該建築物を建築した日 年 月 日  
(本件登記に係る登録免許税について租税特別措置法第83条第7項に規定する税率の軽減措置が適用される登記の期限 年 月 日)

(別紙)

建築物の所在	家屋番号

① 本件建築物を含む都市再生整備計画の区域に係るまちづくり交付金交付決定通知書の文書番号及び通知年月日	
② 本件建築物を含む都市再生整備計画の区域に係るまちづくり交付金交付決定額	

注) 交付決定通知書の文書番号及び通知年月日並びに交付決定額は各年度毎に記載すること。

(別添様式第6)

証明書

文書番号  
平成 年月日

申請人殿

国土交通大臣 ○○○○印

別紙の土地の所有権の移転の登記は、下記のとおり租税特別措置法第83条第8項に該当するものであることを証明する。

記

1. 本件登記申請に係る別紙の土地の所有権の取得をした者が、租税特別措置法第83条第8項に規定する整備事業区域内の土地に関する権利を有していた者であること。
2. 1の者が、租税特別措置法第83条第8項に規定する認定整備事業者又は独立行政法人都市再生機構に当該整備事業区域内の土地に関する権利を譲渡したこと。
3. 本件登記申請に係る別紙の土地が、租税特別措置法第83条第8項に規定する認定民間都市再生整備事業計画に従って建築された建築物の敷地の用に供されている土地であること。
4. 当該土地に係る租税特別措置法第83条第8項に規定する特定民間都市再生整備事業が、都市再生特別措置法第47条第2項に規定する交付金を充てて行う同条第1項の都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行されるものであること。

5. 当該土地に係る民間都市再生整備事業計画について国土交通大臣の認定を受けた日

年月日

6. 当該土地の所有権を取得した日 年月日

(本件登記に係る登録免許税について租税特別措置法第83条第8項に規定する税率の軽減措置が適用される登記の期限 年月日)

(別紙)

土地の表示

土地の所在	地番	地目	地積 m <sup>2</sup>	持分 分の

① 本件土地を含む都市再生整備計画の区域に係るまちづくり交付金交付決定通知書の文書番号及び通知年月日	
② 本件土地を含む都市再生整備計画の区域に係るまちづくり交付金交付決定額	

注) 交付決定通知書の文書番号及び通知年月日並びに交付決定額は各年度毎に記載すること。

法務省民二第2407号

平成17年10月14日

国土交通省都市・地域整備局長 殿

法務省民事局長

租税特別措置法第83条の規定に基づく登録免許税の軽減に係る証明書の様式について（回答）

平成17年9月29日付け国都まち第66号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。